

○廃業の届出について

提出部数 廃業等届出書正本1部, 副本1部 添付書類は正本にのみ添付してください。

貸金業者が下記のいずれかに該当することになった場合は, その日(①の場合にあっては, その事実を知った日)から30日以内に, その旨を鹿児島県知事に届け出なければならない。(法第10条)

廃業等届出事項		届出者
①	貸金業者が死亡した場合	相続人
②	法人が合併により消滅した場合	消滅した法人の代表役員
③	貸金業者が破産した場合	破産管財人
④	法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	清算人
⑤	貸金業を廃止した場合	貸金業者であった個人又は法人の代表役員

届出書類		廃業等届出事項				
		①	②	③	④	⑤
廃業等届出書		○	○	○	○	○
添 付 書 類	登録済通知書	○	○	○	○	○
	相続人全員の印鑑証明書	○				
	相続人全員の戸籍謄本	○				
	貸金業者の除籍簿謄本	○				
	商業登記簿謄本		○		○	
	合併契約書の写し		○			
	裁判所が破産管財人を選出したことを証する書面の写し			○		
	届出者の印鑑証明書					○

- 注1. 上記①の場合において, 相続人が2人以上あり, 貸金業を継承する者を選定したときは, その旨を証する書面の写しをあわせて添付する。なお, 継承する場合は, 死亡の事実を知った日から60日以内に継承者の登録申請手続きが必要です。
- 注2. 上記②における添付書類の商業登記簿謄本は, 合併による解散がわかるものが必要です。
- 注3. 上記④における添付書類の商業登記簿謄本は, 解散がわかるものが必要です。
- 注4. 上記⑤における添付書類の印鑑証明書は, 届出日前3ヶ月以内に発行されたものであること。なお, 法人の場合は会社の代表者印の印鑑証明書が必要です。
- 注5. 上記⑤における添付書類の印鑑証明書の住所と登録上の住所が異なる場合は, 住民票(個人), 商業登記簿謄本(法人)を提出してください。
- 注6. 届出については, 必ず本人(法人にあっては代表者)が手続きすること。ただし, 行政書士, 弁護士は届出の代理ができます。